

地域手当の支給停止に関する総務委員長報告に対する反対討論

2007.11.30 日本共産党 川上直喜

私は、ただいまの総務委員長報告にありました議案第 149 号、飯塚市職員等の地域手当の支給の特例に関する条例に、反対の立場から討論を行います。

本条例案は、飯塚市職員の給与に関する条例の第 14 条が、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 1 を乗じて得た額とする」と規定する地域手当を、一部の職員を除いた、ほぼ 1130 人の職員を対象に 12 月から支給を停止するものです。当初予算で措置された給与を年度途中で削減するというわけですが、その理由について市長は、今のところ、「行財政改革の一環である」とだけ説明しています。

地域手当は、国家公務員の給与に民間賃金の地域間格差を反映させるとの理由で、国が従来の調整手当に替えて支給することにしたものです。国の資料によると、飯塚市については、経過措置としての地域手当¹ %を平成 18 年 4 月¹ 日から平成 20 年 3 月 31 日まで支給することになっています。

地方公共団体に対して国は、「国における俸給水準の引下げと地域手当の創設による取組を踏まえ、各地方公共団体が見直しに取り組むこと」と通知をしております。

本市職員の地域手当は、こうした国の動向を踏まえたものであり、今年度についても当初予算で措置されたものです。それにもかかわらず、地域手当が12月から廃止されることになれば、市職員は4か月分、2700万円カットの不利益をこうむることになります。たしかに、給与の財源は住民の負担によってまかなわれるものであり、地域手当の内容についても住民の理解と納得が得られるものでなければなりません。この視点から見ても今回の突然の廃止は乱暴なやり方といわざるを得ません。

この間、市職員の給与水準が削減されてきた動向を振り返るならば、いわゆる地方分権や市町合併を前後したことによる事務量の大幅な増大、連続する職員削減などによる労働強化が深刻になる中で、官民格差などを理由にした給与の削減が続いてきたのは、ご承知のとおりです。こうしたなか人事院は8月、0.35%、1352円の官民較差にもとづく初任給を中心とした俸給表の部分的改善、扶養手当の引き上げ、一時金の0.05月増額など、一般職国家公務員の給与改定などに関する勧告をおこないました。

地方公務員においても人事院勧告の実施による給与引き上げこそが求められるときに、逆に、地域手当を年度途中から突然、支給停止することは、勧告の主旨にも反し、苦境にある市職員に追い討ちをかける乱暴なやり方であり、わが党は認めることはできません。

行財政改革について言えば、市民は、ムダづかいをなくして、暮らしと福祉、

教育、環境の充実に回すやり方こそを求めています。市長が策定した行財政改革大綱と実施計画、および、集中改革プランは、住民サービスを切り下げ、住民負担をふやす、そして、市職員に犠牲を押し付けるやり方を中心としたものです。その一方で市長は、見通しのない鯉田工業団地開発関連に数十億円をつぎ込む開発を進め、部落解放同盟など同和団体に対し、人件費などに当てる補助金を数千万円も毎年、渡すやり方を続けています。本市の真の財政健全化の道は、ムダづかいをなくして、暮らしと福祉、教育、環境の充実に回す方向へ、行財政改革の流れを切り替えてこそ切り開くことができるのであり、「お金がない」「行財政改革だ」といえば、住民と市職員にどんな犠牲を押し付けてもかまわないというようなやり方はただちにやめるべきであります。

以上で、私の討論をおわります。